

鳥取県告示第353号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成22年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
鳥取市	鳥取市的場一丁目、西大路、河原町三谷、用瀬町美成、福部町左近、鹿野町岡木、気高町重高、気高町土居及び青谷町山根の各一部	平成23年3月31日まで
米子市	米子市淀江町稲吉の一部	〃
倉吉市	関金町明高、関金町小泉、関金町米富、関金町野添、余戸谷町、河原町、鍛冶町一丁目、福吉町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、仲ノ町、新町三丁目、西町、鴨川町、福守町、西倉吉町及び丸山町の各一部	〃
岩美町	岩美郡岩美町大字浦富、大字小羽尾、大字陸上、大字新井及び大字牧谷の各一部	〃
若桜町	八頭郡若桜町大字諸鹿、大字大炊、大字岸野及び大字白糸見の各一部	〃
智頭町	八頭郡智頭町大字大背及び大字奥本の各一部	〃
八頭町	八頭郡八頭町延命寺、篠波、見槻中、隼郡家、船岡、西谷及び佐崎の各一部	〃
三朝町	東伯郡三朝町大字大瀬、大字小河内、大字西小鹿、大字東小鹿、大字西尾、大字神倉及び大字三徳の各一部	〃
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字藤津、大字方地、大字埴見、大字北福、大字長和田及び大字野花の各一部	〃
琴浦町	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字松谷、大字八橋、大字笠見、大字田越、大字倉坂、大字大杉及び大字福永の各一部	〃
大山町	西伯郡大山町松河原、下甲、岡、上市、住吉、神原、中高、野田、平木、塩津及び赤松の各一部	〃
南部町	西伯郡南部町大木屋、八金、倭、池野及び天萬の各一部	〃
伯耆町	西伯郡伯耆町字代の一部	〃
日南町	日野郡日南町三栄、下阿毘縁、花口、新屋、宮内及び生山の各一部	〃
日野町	日野郡日野町久住の一部	〃
江府町	日野郡江府町大字武庫の一部	〃